

令和5年 第14回 栗原市農業委員会総会議事録

令和5年12月26日午後1時30分、下記の件の議定のため令和5年 第14回 栗原市農業委員会総会を栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 報告第4号 令和6年栗原市農作業標準賃金について
- 日程第 8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第4号 農用地利用集積計画について
- 日程第12 議案第5号 非農地証明願について

1 出席委員 (24名)

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1番 佐藤 勝 委員、 | 2番 山田 善太郎 委員、 |
| 3番 高橋 文彦 委員、 | 4番 菅原 昌行 委員、 |
| 5番 曾根 香代 委員、 | 6番 曾根 金雄 委員、 |
| 7番 高橋 榮一 委員、 | 8番 大沢 純香 委員、 |
| 9番 三浦 俊輔 委員、 | 10番 高橋 寛 委員、 |
| 11番 菅原 勝宏 委員、 | 13番 岩 渕 弘 委員、 |
| 14番 鈴木 和子 委員、 | 15番 三浦 正勝 委員、 |
| 16番 尾形 陽一郎 委員、 | 17番 千田 公之 委員、 |
| 18番 佐々木 耕太郎 委員、 | 19番 鈴木 伸 委員、 |
| 20番 氏家 優一 委員、 | 21番 米山 嘉彦 委員、 |
| 22番 佐々木 進 委員、 | |
| 23番 三浦 栄 会長職務代理者、 | |
| 24番 吉田 優俊 会長 | |

2 欠席委員

- 12番 氏家 勝子 委員、

3 議事に参与した者

事務局長	小野寺	世 洋
事務局長補佐	千 田	昌 代
農地農政係主幹兼係長	菅 原	英 史
農地農政係 主 幹	高 橋	潤
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

(午後1時30分 開会)

議長 (吉田 優俊 会長)

《開会あいさつ》

それではただいまから、令和5年第14回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は23名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席の通告があります。議席番号12番 氏家 勝子 委員から、所用のため欠席する旨の通告があります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条第2項の規定により、
議席番号13番 岩渕 弘 委員、議席番号14番 鈴木 和子 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声 —

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。事務局から報告いたします。

小野寺事務局長

資料に基づき報告。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告いたします。
第2区の番号1番の1案件、について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

次に、去る12月20日、議席番号1番 佐藤 勝 委員、農地利用最適化推進委員の佐藤 克明 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いします。

それでは、議席番号1番 佐藤 勝 委員から報告願います。

佐藤 勝 委員

議席番号1番の佐藤です。去る12月20日に3名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、番号1番は、湿田に盛土を行い耕作条件を改善するための現状変更であり、周辺農地への影響はないことが確認されました。

以上、ご報告いたします。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

はじめに、第1区の番号1番から14番までの14案件について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

次に、第2区の番号15番から番号21番までの7案件、について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

次に、第3区の番号22番の1案件、について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号2番の2案件、について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

次に、第2区の番号3番の1案件、について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第7、報告第4号 令和6年栗原市農作業標準賃金について、を報告いたします。
それでは、内容を事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

これで、日程第7、報告第4号 令和6年栗原市農作業標準賃金について、報告を終わります。

議長

日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに審議を行います。

第1区の番号8番から番号9番の2案件、について、審議いたします。

議席番号3番 高橋 文彦 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後1時45分)

(議席番号3番 高橋 文彦 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後1時45分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、去る12月19日、議席番号18番 佐々木 耕太郎 委員、農地利用最適化推進委員の菅原 勝弘 推進委員 及び、鈴木 孝夫 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いします。

それでは、議席番号18番 佐々木 耕太郎 委員から報告願います。

佐々木 耕太郎 委員

佐々木です。去る12月19日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、番号8番と9番は、相手方の労力不足による賃貸借権設定で

あり、後ほどご審議いただく4条許可申請案件にあがっている営農型太陽光発電設置による区分地上権設定と同じ案件であります。

許可にあたっては特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、

第1区の番号8番から番号9番の2案件、について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、

第1区の番号8番から番号9番の2案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号3番 高橋 文彦 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後1時49分)

(議席番号3番 高橋 文彦 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後1時50分)

次に、第1区の番号1番から番号7番までの7案件、番号10番から番号12番までの3案

件、あわせて10案件、について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号18番 佐々木 耕太郎 委員から報告願います。

佐々木 耕太郎 委員

報告します。去る12月19日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、いずれの案件も、労力不足による所有権移転売買、賃貸借権設定、経営継承に伴う使用貸借権設定となっており、許可にあたっては特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号13番から番号28番までの16案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号1番 佐藤 勝 委員から報告願います。

佐藤 勝 委員

佐藤です。去る12月20日に3名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、耕作不便、労力不足、経営規模拡大のための所有権移転売買、

賃貸借権設定、所有権移転交換となっており、許可にあたっては審査基準である全部効率利用要件、地域調和要件を勘案しますと、特に問題はないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号29番から番号38番までの10案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、去る12月20日、議席番号8番 大沢 純香 委員、議席番号9番 三浦 俊輔 委員、農地利用最適化推進委員の 佐藤 憲一 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 憲一 推進委員 から報告願います。

佐藤 憲一 推進委員

佐藤でございます。去る12月20日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、耕作不便、労力不足、経営規模拡大のための所有権移転売買、賃貸借権設定、所有権移転交換となっており、このうち番号31番は、他市からの新規就農案件であり嬉しいことでもあります。

いずれの案件も許可にあたっては審査基準を勘案しますと、特に問題はないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、
番号1番から番号7番までの7案件、番号10番から番号38番までの29案件、あわせて
36案件、について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、
番号1番から番号7番までの7案件、番号10番から番号38番までの29案件、あわせて
36案件、については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第9、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたし
ます。
はじめに、第1区の番号1番から番号2番の2案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、議席番号18番 佐々木 耕太郎 委員から報告願います。

佐々木 耕太郎 委員

報告します。去る12月19日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。
詳細は事務局説明のとおりで、2案件は同一申請者で、営農型太陽光発電設備設置のため
の一時転用となり、パネル下部では水稻作付けを行うものです。周辺はいずれも水田であり
影響はないものと確認しましたが、農作業にあたりパネル下部の支柱に気をつけなければなら

ないと思われまので、地元の委員さん方からのご指導をお願い申し上げながら、許可にあたっては特に問題ないものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号3番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号9番 三浦 俊輔 委員 から報告願ひます。

三浦 俊輔 委員

議席番号9番の三浦です。去る12月20日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。詳細は事務局説明のとおりで、営農型太陽光発電設備設置のための一時転用となり、パネル下部ではミョウガの作付けを行うものです。

現地を確認しますと草刈がなされており、周辺への影響はないものと確認しました。許可にあたっては特に問題ないものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、
番号1番から番号3番までの3案件、について、原案のとおり許可することに賛成の委員
は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第9、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、
番号1番から番号3番までの3案件、については、原案のとおり許可することに決定いたし
ました。
なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第10、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたし
ます。
はじめに、第1区の番号1番の1案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、鈴木 孝夫 推進委員 から報告願います。

鈴木 孝夫 推進委員

鈴木です。去る12月19日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。
詳細は事務局説明のとおりで、申請地を購入し太陽光発電設備を設置し売電収入を得るもの
で、現地確認しますと周辺農地への影響はないものと確認してきました。転用許可にあたって
は特に問題はないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 克明 推進委員 から報告願ひます。

佐藤 克明 推進委員

佐藤でございます。去る12月20日に3名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、申請地を購入し太陽光発電設備を設置し売電収入を得るもので、現地確認しますと申請地は若柳総合支所西側にあり、太陽光発電設備設置による周辺農地への影響はないものと確認してきました。転用許可にあたっては特に問題はないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号3番から番号7番までの5案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号9番 三浦 俊輔 委員 から報告願います。

三浦 俊輔 委員

議席番号9番の三浦です。去る12月20日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。詳細は事務局説明のとおりで、いずれの案件も太陽光発電設備を設置し売電収入を得るための所有権移転売買です。

現地を確認しますと、周辺を宅地や山林に囲まれた小集団農地で、番号3番の農地は雑草が伸びている休耕田、番号4番から番号7番は畑利用されていました。いずれも周辺への影響はないものと確認しました。許可にあたっては特に問題ないものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から番号7番までの7案件、について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から番号7番までの7案件、については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

ここで、会議開始から1時間が経過しましたので、午後2時40分まで休憩いたします。

(暫時休憩：午後2時25分から2時39分まで)

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時40分)

日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに審議を行います。

第2区の番号165番の1案件、について、審議いたします。

議席番号1番 佐藤 勝 委員 は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時41分)

(議席番号1番 佐藤 勝 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時41分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農用地利用集積計画についての、
番号165番の1案件、について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、
番号165番の1案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席
番号1番 佐藤 勝 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時43分)

(議席番号1番 佐藤 勝 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時43分)

次に、第1区の番号1番から番号21番までの21案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「はい」の声と挙手—

議長

20番 氏家 優一 委員。

氏家 優一 委員

20番の氏家です。番号1番からの株式会社による一連の賃貸借権設定の案件に関連して、申請者が賃貸借を解消した農地が地域にあり、荒れている状態で返され次の受け手が見つからないという事がある。そのような農地について委員会として何か指導や条件は付けられないものか。

議長

事務局説明。

事務局

賃貸借権設定の案件を委員会で受け付ける際には、通常の基盤法で賃貸借される場合には契約書の裏面に共通事項として賦課金の支払いはどちらか、などを書いている中に、解約の際には原則として原状に戻して返却するという記載がある。

事務局として今後できることは、契約時に双方に確認すること、農地のあっせん相談とかができた場合は地元委員さんと協力しながら、原状回復を促すこととなると考える。

議長

20番 氏家 優一 委員。

氏家 優一 委員

了解しました。

議長

ほかに質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号22番から番号164番までの143案件、番号166番から番号179番までの14案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

15番 三浦 正勝 委員。

三浦 正勝 委員

15番の三浦です。番号27番からの農事組合法人による一連の案件について、申請者が理事の肩書だが定款では代表理事となっており、この肩書の申請でよろしいか確認したい。

議長

事務局説明。

事務局

申請は理事の肩書で、法人の印鑑証明も理事となっていることから申請上問題ない。

議長

15番 三浦 正勝 委員。

三浦 正勝 委員

了解しました。

議長

ほかに質疑ございませんか。

— 「質疑なし」 の声 —

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号180番から番号184番までの5案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第4号 農用地利用集積計画についての、
番号1番から番号164番までの164案件、番号166番から番号184番までの19
案件、あわせて183案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、
番号1番から番号164番までの164案件、番号166番から番号184番までの19
案件、あわせて183案件については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第12、議案第5号 非農地証明願について、を議題といたします。
はじめに、第1区の番号1番から番号9番の9案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、鈴木 孝夫 推進委員 から報告願います。

鈴木 孝夫 推進委員

鈴木です。去る12月19日に先の4名で書類審査及び現地確認調査を行いました。

番号1番、番号5番から7番、番号9番はいずれも畑、番号2番と3番は田で、いずれも労力不足が原因で原野化し現在に至っており、農地に復元することが困難な状況です。

番号4番は、駐車場及び隣地への住宅敷地の一部として使われており、農地に復元することが困難な状況です。

番号8番は、先代である母の頃から住宅敷地農地として使われており、農地に復元することが困難な状況です。

いずれの案件も、許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号10番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 克明 推進委員 から報告願います。

佐藤 克明 推進委員

佐藤でございます。去る12月20日に3名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号10番は、現地確認しますと申請地は住宅敷地の駐車スペースや法面として使われており、農地に復元することが困難な状況で許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号11番から番号14番までの4案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号8番 大沢 純香 委員 から報告願います。

大沢 純香 委員

議席番号8番の大沢です。去る12月20日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号11番と12番は申請人が同一者で、いずれも木や草が繁茂し原野化しており、農地に復元することが困難な状況です。

番号13番は、40年以上前から隣家の進入路として利用されて舗装されており、農地に復元することが困難な状況です。

番号14番は、木や草が繁茂し原野化しており、農地に復元することが困難な状況です。いずれも許可にあたっては特に問題ないものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

— 「討論なし」の声 —

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号 非農地証明願についての

番号1番から番号14番までの14案件、について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

— 「挙手多数」 —

議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第5号 非農地証明願についての、

番号1番から番号14番までの14案件、については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

以上をもちまして、本日の会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和5年 第14回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後3時28分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

吉 田 優 俊

議事録署名委員

岩 渕 弘

議事録署名委員

鈴 木 和 子